

仕 様 書

本仕様書は、警察共済組合茨城県支部長（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する、特定保健指導の業務内容について定める。

1 委託業務名

特定保健指導業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、令和8年3月31日までに初回面接を実施した者に対する特定保健指導については当該特定保健指導が終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）するまでを委託期間とする。

3 委託内容

(1) 委託範囲

本契約において委託する業務（以下「特定保健指導業務」という。）の範囲は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第24条に規定する特定保健指導の実施に関する業務並びに同法第22条及び第25条に規定する特定保健指導等に関する記録の保存に関する業務とする。

(2) 関係法令の準拠

乙は、特定保健指導業務を実施するに当たり、高齢者医療確保法等の関係法令、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「特定健康診査及び特定保健指導実施基準」という。）等の関係省令及びそれら規程に基づく厚生労働省告示並びに特定保健指導の実施に関する次の手引き等を踏まえて適切に進めること。

ア 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4．1版）

（令和6年3月厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室）

イ 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）

(3) 特定保健指導の実施

ア 実施内容の承認

特定保健指導の実施体制及び実施方法等は、関係法令に準拠したものであり、かつ、特定保健指導を受ける者（以下「支援対象者」という。）の職域の特性（深夜業務・交替制勤務等）を考慮したもので、事前に甲と協議の上、承認を受けたものであること。

イ 実施項目

特定保健指導の実施項目は、特定健康診査及び特定保健指導実施基準第7条第1項及び第8条第1項の規程に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成25年厚生労働省告示第91号）による項目とする。

ウ 支援対象者

特定健康診査受診結果に基づき、特定保健指導の「動機付け支援」及び「積極的支援」に階層化された組合員のうち、甲が指定する者

エ 実施状況の定期報告及び協議

乙は、特定保健指導の実施状況等を常に把握し、口答、書面を問わず随時報告を行うとともに、業務の運営に関しての協議を甲に行うこととする。

オ 具体的な実施方法

(ア) 支援対象者への利用案内の送付

乙は、支援対象者毎に特定保健指導の利用方法等を分かりやすく記載した特定保健指導利用案内（A4判・フルカラー、封筒不要、所属所コード及び氏名を記載したもの）及び所属所毎の一覧表を作成し、特定保健指導実施予定場所（茨城県内34箇所）に送付すること。ただし、送付スケジュールは、事前に甲と調整すること。

なお、特定保健指導利用案内配布後の受診勧奨は不要とする。

(イ) 初回面接による支援

支援方法

初回面接は、タブレット端末を利用した遠隔面接とする。

乙は、面接に使用するタブレット端末（通信を行うための周辺機器を含む。）をあらかじめ甲に明示した上で甲の指定する場所に送付すること。

タブレット端末の台数については、茨城県警察本部用に2台（うち1台は予約管理用）、各警察署等用に6台の計8台を用意することとし、警察署等から次の警察署等への所属所間の送付については、受託者が配送業者を手配し、配送に係る全ての費用を負担すること。

(ウ) 遠隔面接の実施に当たっての遵守事項

- a 遠隔面接を行う際のWi-Fi及び通信回線においては、暗号化を実施すること。
- b タブレット端末の起動時及びアプリケーションの起動時にパスワードの設定を行うこと。
- c 設定するソフトウェアは、最新のバージョンとすること。
- d 乙は、遠隔面接の実施中の映像について、録画及び録音を行わないこと。
- e 乙は、全ての初回面接終了時において遠隔面接に使用したタブレットや通信機器等について初期化を行うこと。
- f 委託期間中は、タブレット及び通信機器を本委託業務以外の用途に使用しないこと。
- g 遠隔面接を実施する際は、3(2)の手引き等に基づき対面で行う場合と同程度の質が確保されるようにすること。
- h 乙は、情報セキュリティ対策を講じて支援対象者の個人情報外部に漏洩することのない方法で行うこと。

(エ) 初回面接の実施期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月27日（金）まで
月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時までの間

(オ) 日程調整

乙は、期間内に速やかに特定保健指導を完了できるように、初回面接の実施日程を作成し、開始前に甲に提出すること。また、当該日程作成後の日程調整については、当組合が実施するため、キャンセル及び日時変更等に対応できる予約サイトを事前に用意すること。

(カ) 実施予定場所

別添「特定保健指導実施予定場所一覧表」のとおり。

なお、実施場所ごとの実施回数は、支援対象者の人数に応じて異なるため、甲及び乙が協議の上、決定することとする。

(キ) 予約の変更及びキャンセル

乙は、支援対象者の都合による予約の変更及びキャンセルを受け付けること。

なお、変更及びキャンセルは乙がタブレット端末を甲に貸し出し、甲が行うこととする。また、業務の特性上、面接当日にキャンセル等が発生することもあるため、その場合に対応できる窓口を予約サイトとは別に用意すること。

(ク) 特定保健指導の行動計画等の作成

乙は、支援対象者の利便性や継続性を考慮した上で、支援対象者が実践可能な行動目標及び行動計画を選択できるよう作成すること。

(ケ) 継続的な支援（3か月以上）

a 支援の方法

通信（電話、メール等）による支援とする。

b 中途脱落

中途脱落を出さないように、フォローアップに努めること。

なお、脱落認定された支援対象者については、判明している事項（脱落理由、勧奨回数等）を記載し報告すること。

(コ) 問い合わせ窓口の設置

支援対象者からの相談や苦情の電話窓口を設置し、利便性を考慮した運用とすること。

(サ) 特定保健指導の確実な実施

乙は、面接による支援、継続的な支援及び実績評価の未実施による実施率の低下を防ぐための対策を講ずること。

(シ) 実施結果の提供

乙は、特定保健指導終了後、甲に実施結果を提供すること。

(4) 特定保健指導のデータ管理及び支援業務

ア 特定保健指導支援計画及び実施報告書の作成

(ア) 報告様式は、厚生労働省が指定する標準的な電子データファイルの使用を満たした

形で報告すること。

(イ) 報告様式は、電子データとし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）で提出すること。

イ 特定保健指導実施結果（実績報告用ファイル）の作成

特定保健指導結果データを、甲が運用する「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム及び保健医療システム(健康保険組合連合会IT推進部)」に適合し、かつ、厚生労働省が指示する内容を満たした電子データ（XML形式）で提出すること。

4 安全配慮義務

(1) 乙は、業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し安全管理に万全を期すこと。

(2) 乙は、業務の実施に当たりトラブルが発生した場合は、適切な措置を講じるとともに、直ちに甲に報告すること。

5 その他

(1) 本仕様書は、乙に業務遂行を求める最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記のない事項であっても、業務に必要な事項は甲の承認を受け実施すること。

(2) 本仕様書に疑義がある場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

なお、この場合、乙は当該協議に関する議事録を作成の上、甲に確認を受けること。

特定保健指導実施予定場所一覧表

	実施場所	所在地	連絡先
1	茨城県警察本部	〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-0110
2	水戸警察署	〒310-8551 茨城県水戸市三の丸1-5-21	029-233-0110
3	笠間警察署	〒309-1614 茨城県笠間市寺崎79-1	0296-73-0110
4	ひたちなか警察署	〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川897-2	029-272-0110
5	那珂警察署	〒311-0106 茨城県那珂市杉384-2	029-352-0110
6	大宮警察署	〒319-2144 茨城県常陸大宮市泉445-6	0295-52-0110
7	太田警察署	〒313-0004 茨城県常陸太田市馬場町字小野下1223	0294-73-0110
8	大子警察署	〒319-3551 茨城県大子町久慈郡大子町池田2721	0295-72-0110
9	日立警察署	〒317-0054 茨城県日立市本宮町4-17-1	0294-22-0110
10	高萩警察署	〒318-0002 茨城県高萩市高戸315-10	0293-24-0110
11	鉾田警察署	〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田2336-8	0291-34-0110
12	鹿嶋警察署	〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中1959-1	0299-82-0110
13	行方警察署	〒311-3832 茨城県行方市麻生1723	0299-72-0110
14	竜ヶ崎警察署	〒301-0822 茨城県龍ヶ崎市2505-2	0297-62-0110
15	稲敷警察署	〒300-0511 茨城県稲敷市高田3405-1	029-893-0110
16	土浦警察署	〒300-0041 茨城県土浦市立田町1-20	029-821-0110
17	石岡警察署	〒315-0037 茨城県石岡市東石岡1-7-2	0299-28-0110
18	筑西警察署	〒308-0803 茨城県筑西市直井938	0296-24-0110
19	下妻警察署	〒304-0061 茨城県下妻市丙733-1	0296-43-0110
20	桜川警察署	〒300-4423 茨城県桜川市真壁町塙世188-1	0296-55-0110
21	結城警察署	〒307-0007 茨城県結城市小田林1317-1	0296-33-0110
22	常総警察署	〒303-0033 茨城県常総市水海道高野町554-2	0297-22-0110
23	古河警察署	〒306-0012 茨城県古河市旭町1-1-23	0280-30-0110
24	境警察署	〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸51-27	0280-86-0110
25	取手警察署	〒302-0017 茨城県取手市桑原955-1	0297-77-0110
26	牛久警察署	〒300-1203 茨城県牛久市下根町491-1	029-871-0110
27	神栖警察署	〒314-0127 茨城県神栖市木崎1203-15	0299-90-0110
28	つくば警察署	〒305-0816 茨城県つくば市学園の森3-50-1	029-851-0110

	実施場所	所在地	連絡先
29	自動車警ら隊	〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1021-1	029-247-8717
30	交通機動隊	〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1021-1	029-247-8717
31	警察学校	〒311-3122 茨城県東茨城郡茨城町上石崎4667-4	029-293-7250
32	機動隊	〒310-0845 茨城県水戸市吉沢町1010-1	029-247-3373
33	運転免許センター	〒311-3197 茨城県東茨城郡茨城町長岡3783-3	029-293-8811
34	高速道路交通警察隊	〒311-4163 茨城県水戸市加倉井町2206	029-252-8013